

岩手県告示第121号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成23年2月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

1（1） 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。

平成3年12月13日農林水産省告示第1449号（1に係るものに限る。）、平成4年10月15日農林水産省告示第1087号（2に係るものに限る。）、平成13年9月21日岩手県告示第722号（2に係るものに限る。）

（2） 変更に係る指定施業要件

ア 立木の伐採の方法 変更しない。

イ 立木の伐採の限度 変更後の立木の伐採の限度は、次のとおりとする。

2（1） 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 釜石市甲子町第12地割122の9から122の12まで

（2） 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

（3） 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

（ア） 主伐は、択伐による。

（イ） 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期
齢以上のものとする。

（ウ） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

備考 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岩手県農林水産部森林保全課及び釜石市役所に備えておいて縦覧に供する。